

○公益財団法人わかやま産業振興財団役員等の報酬、手当及び費用 に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬、手当及び費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 本規程において、常勤とは、財団を主たる勤務先として財団の業務に従事することをいい、非常勤とは常勤以外の場合をいう。

(報酬・手当)

第3条 常勤の理事には、報酬、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

2 評議員、非常勤の理事及び監事は無報酬とする。

(報酬・手当の額及び支給方法)

第4条 前条第1項の常勤の理事に対する報酬の額は、別表の額の範囲内で評議員会において定める。

2 通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額は、公益財団法人わかやま産業振興財団職員の給与等規程に定める例により算定した額とする。

3 報酬、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法は、公益財団法人わかやま産業振興財団職員の給与等規程に定める例により支給する。

(旅費)

第5条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、公益財団法人わかやま産業振興財団職員の給与等規程に定める例により支給するものとし、また、前払いを要するものについては前もって支給することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人わかやま産業振興財団の役員給与等に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

役員区分	従事日数	月額報酬
専務理事	週5日以内	350,000円以内
常務理事	週5日以内	200,000円以内